

# 市営住宅 応募の手引き

## (令和4年度)

1. 市営住宅とは、**住宅に困っている市民のための公的な賃貸住宅**です。
2. 市営住宅の空家の募集は、下表のとおり**年4回**行います。(6・9・12・3月)
3. 空家の募集住宅は別紙の「**定期募集住宅一覧(募集月ごとに更新)**」をご覧ください。
4. 特定公共賃貸住宅および勤労者住宅のお申し込みは申込資格が市営住宅と異なります。  
別紙の「定期募集住宅一覧(募集月ごとに更新)」をご確認ください。  
また、専用の申込用紙となりますので、**東部支社までご連絡ください**。別途郵送いたします。
5. お申し込みは**郵送のみ有効**です。(郵便消印日に注意願います)
6. 申込者が多数の場合、**抽選**の上、仮当選者を決定いたします。
7. 入居契約時に、**連帯保証人(市内在住・所得のある方)**が**1名**必要です。
8. 入居契約時に、**敷金(3か月)**等の納入が必要です。

### ◆主な募集スケジュール(変更になる場合があります)

募集月	定期募集住宅一覧等の配布	申込受付期間 (最終日の郵便消印有効)	抽 選 日	入居可能日
6月	令和4年6月1日	令和4年6月1日~12日	令和4年6月下旬	令和4年7月下旬
9月	令和4年9月1日	令和4年9月1日~12日	令和4年9月下旬	令和4年10月下旬
12月	令和4年12月1日	令和4年12月1日~12日	令和4年12月下旬	令和5年1月下旬
3月	令和5年3月1日	令和5年3月1日~12日	令和5年3月下旬	令和5年4月下旬

(抽選会場・時間につきましては募集住宅一覧をご確認ください)



### 定期募集案内書の配布場所

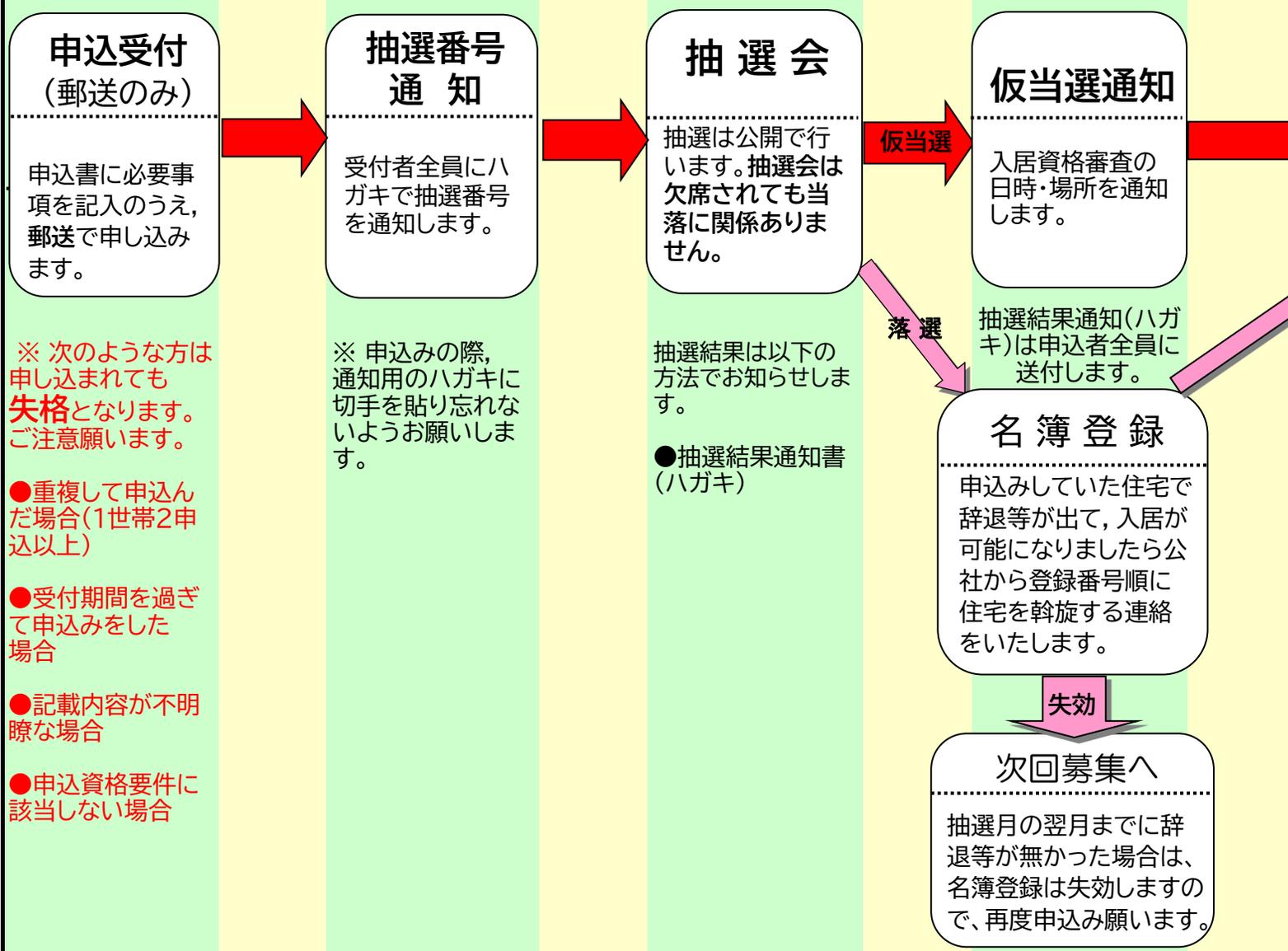
- 宮城県住宅供給公社 本社 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
- 宮城県住宅供給公社 東部支社
- 石巻市役所 住宅課・総合支所・支所

各募集期間中の土日祝日は、宮城県住宅供給公社(本社)で配布しております。

目 次	ページ
■ 申込みから入居までの流れ	1ページ
■ 申込みの手順について	3ページ
■ 申込資格 確認フローチャート	4ページ
■ 申込資格 (所得基準・所得算定方法)	5ページ
■ 資格要件 (特殊事情)	11ページ
■ 抽選に際しての優遇措置	12ページ
■ 申込用紙の記入例	13ページ

お問合せ先 : 宮城県住宅供給公社  
東部支社(募集班)  
(0225)85-0296  
〒986-0812 石巻市東中里一丁目11番2号

# 1 申込みから抽選まで



受付期間	発送日	抽選日	発送日
6月1日~12日	6月中旬	6月下旬	6月下旬
9月1日~12日	9月中旬	9月下旬	9月下旬
12月1日~12日	12月中旬	12月下旬	12月下旬
3月1日~12日	3月中旬	3月下旬	3月下旬

# 3 公営住宅に入居するにあたって

次のような重大なルール及びマナー違反は、退去事由となります。

- (1) 家賃の滞納
- (2) 動物飼育・餌付け
- (3) 違法駐車
- (4) 騒音



## 2 仮当選から入居まで

### 入居資格確認

当選した方は、入居にあたって資格の審査を行います。

※ 入居資格のない方は**失格**となります。  
ご注意ください。

### 契約書類発送

契約の締結に必要な書類を送付します。

### 入居説明会 契約締結

契約手続きや入居に関する注意事項などを説明します。

### 入居

※ 入居可能日から**7日以内**に入居していただきます。

※ 入居契約時には、下記の「4 入居契約について」の手続きが必要です。

契約書類等の審査の後、鍵の引渡しとなります。  
※契約書類に不備があると、鍵の引渡しできません。

### ご注意ください！！

仮当選を放棄したり、斡旋の辞退をすると、**1年間**、住宅困窮者では無い方と認定し、他の申込者を優先いたします。また、多数回落選カウントも「0」に戻ります。  
(例) 6月の募集に仮当選したが、辞退した。  
→来年の6月まで、他の申込者が優先される。

#### 資格確認

7月上旬

#### 契約書類発送日

7月中旬

#### 入居説明

7月下旬

#### 入居予定日

7月下旬

10月上旬

10月中旬

10月下旬

10月下旬

1月上旬

1月中旬

1月下旬

1月下旬

4月上旬

4月中旬

4月下旬

4月下旬

## 4 入居契約について

入居契約時には次の手続きが必要となります。

**必要**

(1) 連帯保証人(所得のある方)が1名必要です。

(2) 敷金(家賃の3か月分)と入居月の日割家賃の納入が必要です。

※敷金の納入は契約前までに納入していただくことになります。

※入居可能日から日割家賃が発生します。また入居可能日を変更することはできません。

# 申込みの手順について

1. あなたの**家族構成**(申込世帯の状況)を確認します。



2. 4ページの「申込資格フローチャート(あなたは申込資格がありますか?)」において、あなたの「申込世帯の状況」が申込資格要件の範囲内か確認します。



3. 11ページの「市営住宅の資格要件(特殊な事情等がある場合)」において、あなたの「申込世帯の状況」が申込資格要件の範囲内か確認します。



4. 6ページからの「月額所得の算出について」をご覧になり、あなたの月額所得が所得基準額の範囲内かどうか確認します。



5. 申込みする住宅は、別紙の「定期募集住宅一覧」から選びます。  
(募集していない住宅に申込みをされた場合は、失格となります。)

1世帯1団地だけの申込みです。



6. 確認後、申込みできる方は、同封の「市営住宅申込用紙」を準備します。



7. 13ページの「申込用紙の記入例」をご覧になり黒のボールペンでていねいに記入していきます。



8. あなたの世帯が「抽選に際しての優遇措置」に該当するか12ページで確認してください。(該当する場合は、必ず申込用紙に○を付けてください。)

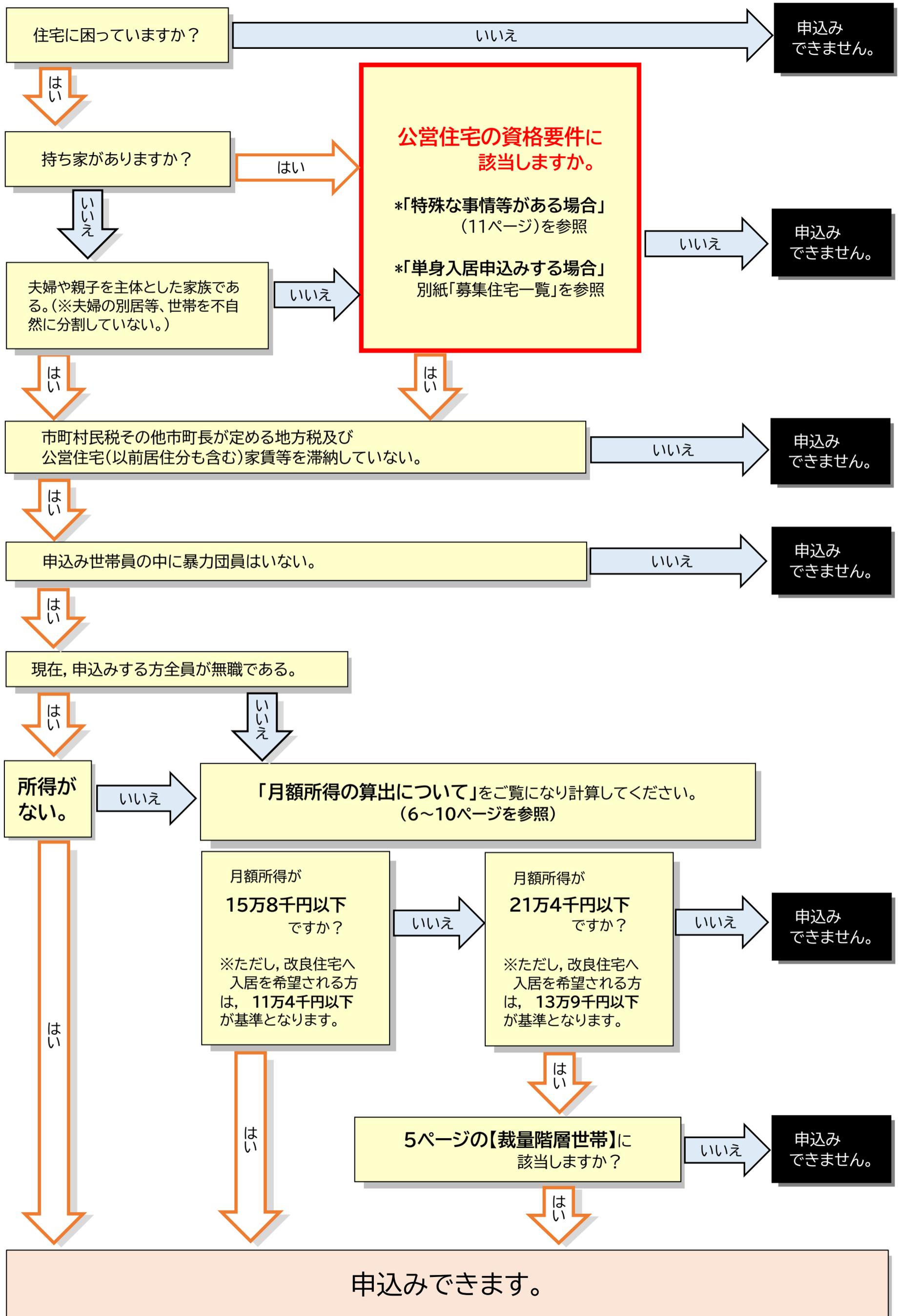


9. 受取用の郵便ハガキ(2枚)に受取先の住所・氏名を記入し、切手をそれぞれに貼ります。



10. 受付期間中に申込用紙を専用封筒に入れ120円切手を貼って郵送します。

# 申込資格フローチャート（あなたは申込資格がありますか？）



# 公営住宅の資格(所得基準)確認

※注意  
特定公共賃貸住宅および勤労者住宅については、資格が異なりますので、別紙「定期募集住宅一覧」をご確認ください。

公営住宅に申込みをする場合には、  
「直近年の控除後の月額所得が**15万8千円以下**」  
でなければ申込みできません。(改良住宅は11万4千円以下)

控除後の月額所得は、  
6～10ページの  
「月額所得の算出」  
で計算します。

しかし、**裁量階層世帯**の場合は「入居所得基準額」が  
緩和されます。

**裁量階層世帯**・・・次の世帯については、**21万4千円以下**で申込みできます。  
(改良住宅は13万9千円以下)

## 1 高齢者世帯

- (1) 満60歳以上の単身の方
- (2) 満60歳以上の方で構成された世帯  
(18歳未満の方を含んでも良い)

## 2 子育て世帯

- (1) 小学校就学前の子供がいる世帯

## 3 障害のある方等を含む世帯

- (1) 障害のある方がいる世帯
  - ① 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方
  - ② 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方
  - ③ 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方

## (2) その他

- ① 戦傷病者 ② 原子爆弾被爆者 ③ 5年以内の引揚者 ④ ハンセン病療養所入所者



## 収入分位と家賃のランク・・・公営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

階層	月額所得(通常の公営住宅)		月額所得(改良住宅)	
	収入分位	家賃ランク	収入分位	家賃ランク
一般階層 (裁量階層以外の世帯)	0円～104,000円	1 A	0円～114,000円	1 A
	104,001円～123,000円	2 B		
	123,001円～139,000円	3 C		
	139,001円～158,000円	4 D		
裁量階層	158,001円～186,000円	5 E	114,001円～139,000円	2 B
	186,001円～214,000円	6 F		

※ 改良住宅は、入居所得基準が一般公営住宅よりも厳しいですが、家賃はさらに低廉となっております。

※ 災害公営住宅に一般開放で入居した方は、災害の減免は受けることができません。

# 月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得(賞与を含む)の合計から公営住宅法上の控除を行った額を12ヶ月で割ることにより得られます。  
あなたの世帯の現在の収入を確認し、以下のStep1からStep3の月額所得計算方法により計算してください。

## Step1 入居世帯の所得(年額)を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賃金・賞与等の支給された金額(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。)
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 (給与・年金以外)	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得(収入から必要経費を差し引いたもの。) 保険の外交・個人(企業)年金の給付金など
<b>注意!!</b> 計算の対象とならない収入	<ol style="list-style-type: none"> <li>遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・非課税の通勤手当額・求職者給付金(失業保険) 児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入</li> <li>入居契約日前までに退職する場合の収入</li> <li>入居資格審査日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は「0円」とみなします。</li> </ol>

計算してみましょう。  
(7~10ページをご覧ください。)

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方 (給与・年金以外)	合計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族(A)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(B)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(C)さんの所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	① 円

## Step2 控除額(世帯の状況)を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除する金額
1人につき		
a 親族控除	同居する親族(申込本人は除く)及び遠隔地扶養親族	38万円 × ( )人 = 円
親族控除のほかに1人につき		
b 特定扶養親族控除	扶養親族(配偶者は除く)及び遠隔地扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方	25万円 × ( )人 = 円
c 障害者控除	障害者手帳(身体・精神・療育)の交付がされている方がいる場合 ※特別障害者控除対象者を除く	27万円 × ( )人 = 円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方がいる場合 (身体1・2級, 精神1級, 療育A判定)	40万円 × ( )人 = 円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方※1で、生計を一にする子※2がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方 ※1 配偶者の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2 この場合の子は、合計所得金額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます(子の年齢に制限はありません)。	35万円 × ( )人 = 円 ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が35万円未満のときはその金額
f 寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方 ※1 夫の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。	27万円 × ( )人 = 円 ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が27万円未満のときはその金額
g 老人扶養控除 老人配偶者控除	満70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	10万円 × ( )人 = 円
h 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得(給与所得等)を有する方	10万円 × ( )人 = 円 ※ 給与所得等が10万円未満のときはその金額
合計 (a+b+c+d+e+f+g+h)		② 円

## Step3 月額所得を計算する。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯所得の合計} \\ \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline \text{②} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得} \\ \hline \\ \hline \text{円} \end{array}$$

# 所得の計算方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか？

現在の勤務先に 令和2年12月以前に就職し、現在まで勤務しているとき。

現在の勤務先に 令和3年1月以後に就職し、現在まで勤務しているとき。

●勤務先発行の令和 3 年分源泉徴収票

①

令和 3 年分 給与所得の源泉徴収票												
支払を受ける者	住所又は居所	氏名		(受給者番号)		(フリガナ)		(役職名)				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数を除く(配偶者を除く)	障害者の数を除く(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額					
有無	控除額	特定老人	その他	内	千	円	千	円	千	円	千	円
(摘要)年調定率控除額		国民年金保険料等の金額		配偶者の合計所得								

円 (1年間の所得)

↳ 6ページ所得へ(給与収入の方)

●市町村発行の令和 3 年分総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

②

令和 4 年度(令和 3 年分) 市・県民税課税証明書						
住所						
氏名						
課税年度	平成26年度(平成25年分)		雑損控除額	円	市民税	所得割額
所得	給与	収入金額	医療費控除額	円	均等割額	円
		所得金額	社会保険料控除額	円	所得割額	円
	公的年金等	収入金額	小規模企業共済等掛金控除額	円	均等割額	円
		所得金額	生命保険料控除額	円	年 税 額	円
			地震保険料控除額	円	扶養人数	人

円 (1年間の所得)

↳ 6ページ所得へ(給与収入の方)

③

令和 4 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)											
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	課税標準	総所得③	分離短期譲渡	分離長期譲渡	山林所得	株式等の譲渡	先物取引	
所得	給与所得										
所得	その他の所得計										
所得	雑損	障・寡・勤									
所得	医療費	配偶者特別									
所得	社会保険料	配偶者特別									
所得	小規模企業共済	扶 養									
所得	生命保険料	基 礎									
所得	地震保険料	所得控除合計②									

円 (1年間の所得)

↳ 6ページ所得へ(給与収入の方)



事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和2年12月以前から  
事業を始めた場合。

令和3年1月以後に  
事業を始めた場合。

● 令和3年分の所得税の確定申告の控

所得金額	事業	営業等	①															
		農業	②															
		不動産	③															
		利子	④															
		配当	⑤															
		給与	⑥															
		雑	⑦															
		総合譲渡・一時 の+[(+)⑧)×1/2]	⑧															
		合計	⑨		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

円 (1年間の所得)

● 収支明細書(事業所得者用)

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間(12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りです。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1か月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

収 支 明 細 書  
(事業所得者用)

1 事業及び事業内容	
2 事業所の所在地	
3 事業開始年月日	平成 年 月 日

(月別収支内訳)

月	収入の部		支出の部		差引純利益 (イーロ)
	計(イ)		計(ロ)		
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
※月					
計					*****

→※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ 月数 × 12か月 → 円 (1年間の所得)

6ページ所得へ(事業収入の方)

## 年金収入(非課税)の方

① <b>障害</b> の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 (収入として扱いません)
② <b>遺族</b> の名称のつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③ <b>母子</b> の名称のつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④ そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

## 国民年金・厚生年金・共済年金・恩給を支給されている方

### ●いつから支給されていますか？

令和2年12月以前から支給されている方。

令和3年1月以後から支給されている方。

### ●公的年金等の源泉徴収票

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を 受ける 氏名	住所又は 居所	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円	円
扶養控除等 申告書の提出 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無
扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 (本人以外) 特別 その他	社会保険料の金額 (介護保険料額)
0 0 0	0 0	円
支払を受ける者の年金の種類	支払を受ける者の生年月日	

2か月に1度の支給金額×6

### ●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以上～330万円未満	(A) - 110万円
	330万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5,000円
年齢65歳未満の方	60万円以下	0円
	600,001円以上～130万円未満	(A) - 60万円
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5,000円

- ※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
- ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)

円

6ページ所得へ(年金収入の方)

## 市営住宅の資格要件（特殊な事情等がある場合）

＊ 申込日現在, 特殊な事情等がある場合の申込み要件 ＊

### 1 現在持ち家を所有している場合

資格確認時に現在の持ち家を「売買契約書」や「登記簿謄本」等にて、申込人及び同居予定者名義ではないことが確認できる場合に申込みできます。

### 2 これから結婚を考えている方の場合

入居契約日前までに婚約者の方と「入籍」できる方であれば申込みできます。

### 3 内縁の夫または妻と申込みをする場合

資格確認時まで住民票で事実婚が確認できる方(未届出の夫・妻と記載)で、戸籍謄本でも他に婚姻関係が無いことを確認できる方であれば申込みできます。

### 4 これから離婚を考えている方の場合

資格確認日前までに次のいずれかの証明書類を提出できれば**申込み**できます。

- (1) 戸籍謄本(離婚が確定している場合)
- (2) 裁判所発行の「事件係属証明書」(離婚訴訟等の場合)
- (3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書

※仮当選した場合, 契約日までに離婚確定の証明書類を提出できない場合は契約できません。

### 5 20歳未満で申込みをする場合

結婚をしている場合は, 申込みできます。結婚していない場合には, 申込みに親権者等の同意が必要となります。

### 6 兄弟姉妹だけで申込みをする場合

申込みできます。(戸籍謄本等の提出が必要です)

### 7 現在, 無職の方が申込みをする場合

申込みできます。

### 8 他県に住んでいる方が申込みをする場合

申込みできます。

(申込用紙等が先ず必要な方は, ご自身宛の返信用封筒(角2判・250円切手貼付要)と長3形封筒をご用意いただき, 普通郵便で公社宛に送付ください。)

### 9 現在県営住宅や他の市町村営住宅に住んでいる方が申込みをする場合

次のいずれかの世帯になった場合, 申込みできます。

- ・世帯分離(子の結婚等)のために住宅が必要となった場合
- ・現居住地から通院や通勤(通学は除く)に1時間30分以上要するか,  
又は50km以上の距離がある場合

# 抽選に際しての優遇措置(当選率の引き上げ)について

## 【特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置】

以下のような方法で優遇措置がとられています

- (1) 優遇対象世帯の方は抽選番号が1つ追加になります。
- (2) 一般世帯で多数回落選世帯の方は抽選番号が1つ追加になります。
- (3) 優遇対象世帯かつ多数回落選世帯の方は抽選番号が2つ追加になります。

**ただし、申込用紙の抽選優遇資格確認欄に丸印がない場合は、優遇措置を受けられません。**

世帯区分		要件	備考
優 遇 対 象 世 帯	ひとり親世帯	戸籍上配偶者がなく、現に20歳未満の子を扶養している世帯	該当される方は、 申込用紙の抽選優遇 資格確認欄の該当す る箇所を○で囲んで ください。  ※優遇対象世帯の項 目に複数該当されて も、抽選番号は1つ追 加になります。
	障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A～B判定)の交付を受けている方を含む世帯	
	高齢者世帯	60歳以上の方のみで構成される世帯 (ただし、18歳未満の方を含んでもよい。)	
	生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯	
	配偶者等からの暴力被害者	・配偶者等からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、又は、裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令がだされてから5年を経過していない方 ・婦人保護施設における保護や、母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ・婦人相談所等(市町村における配偶者暴力相談支援担当部署も含む)による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方	
	犯罪被害者等	犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方 ・犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方 ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方	
戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第6項症、または第1款症)、ハンセン病療養所へ入所されている方、原子爆弾被爆者、5年未満の引揚者		

## 【多数回落選世帯への優遇措置】

定期募集の抽選で、**2年以内で2回以上**落選している世帯には、抽選番号の割当が優遇されます。

なお、令和4年6月定期募集から取扱いを変更したので、

詳しくは同封の「**多数回落選世帯の優遇措置の変更のお知らせ**」をご覧ください。

(同一世帯でも申込者が違う場合は、多数回落選者世帯として設定できません。)

落選した抽選結果通知書は、多数回落選優遇措置を受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。

(落選ハガキ(写し)の添付がないとき、または枚数が不足しているときは抽選優遇措置を受けることができません。)

## 落選された方の名簿登録

抽選で落選した方を名簿登録します。

\* 登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。

\* 登録の有効期限は抽選月の翌月末日までとなります。

名簿登録の方につきましては、仮当選の方が辞退した場合に名簿順に斡旋を行います。

## 連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

【募集戸数2戸に対し申込者が7名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦)の場合】

抽選により出玉③がでた場合、仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦①②の連番順で名簿登録します。



※赤枠の中のみ記入してください。

希望する受取先の郵便番号, 住所, 氏名を4か所にはっきりと記入してください。(現住所と違うところでも, かまいませんので, 郵便物が確実に届く場所を記入してください。)

9 8 6 - 0 8 1 5

石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮城 太郎

氏名

様

9 8 6 - 0 8 1 5

石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮城 太郎

氏名

様

63円切手を2枚必ず貼ってください。

63円切手を貼ってください。

郵便はがき

9 8 6 - 0 8 1 5

63円切手を貼ってください。

郵便はがき

9 8 6 - 0 8 1 5

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』

の適用を受ける方は, 2年以内で, 抽選の結果2回以上落選した方(名簿登録者で住宅を斡旋されなかった方)が対象となります。

仮当選や住宅の斡旋を辞退された方は, 多数回落選カウントが0に戻ります。

14ページ

募集年月を記入してください。

令和〇年〇月募集 抽選結果通知書

申込住宅名

鹿妻①

住宅

型式

3DK

階数

4階

抽選番号

(多落①)  
(多落②)  
(多落③)  
(多落④)

(優遇)  
(多落②)  
(多落④)

公社受付印

仮当選( 階) 名簿登録

されましたのでお知らせいたします。

仮当選順位

名簿登録順位  
(空き待ち)

令和〇年〇月募集 抽選番号票

申込住宅名

鹿妻①

住宅

型式

3DK

階数

4階

抽選番号

(多落①)  
(多落②)  
(多落③)  
(多落④)

(優遇)  
(多落②)  
(多落④)

公社受付印

※抽選番号の数についての詳細は、「応募の手引き」や同封のチラシなどでご確認ください。